報告第1号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記の とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

(処分事項)

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定

平成24年6月7日提出

三田市長 竹 内 英 昭

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、 施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認 を求める。

専決第1号

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記の とおり専決処分する。

平成24年3月31日

三田市長 竹 内 英 昭

(専決処分すべき事項)

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定(別紙のとおり。)

(理由)

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、 施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市市税条例の一部を改正する条例

三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)の一部を次のように改正する。 付則第10条の2第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附 則第7条第8項各号」に改め、同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第1 0項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条を付則第10条の3とし、付 則第10条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は4

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は4 分の3とする。

2 法附則第15条第10項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 付則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に、「附則第19条の4第5項」を「附則第19条の4第3項」に 改める。

付則第11条の2の見出しを「(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

付則第12条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号) 附則第9条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法 律(平成24年法律第17号)附則第10条」に、「平成21年度分から平成23年 度分まで」を「平成24年度分から平成26年度分まで」に改める。

付則第13条(見出しを含む。)中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

付則第13条の3第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

付則第14条中「、第13条の2又は第13条の3」を「又は第13条の2」に、「、第13条又は第13条の3」を「又は第13条」に、「(付則第13条の3」を「(同条第2項」に改める。

付則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

付則第21条の次に次の1条を加える。

- 第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定 の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければな らない。
 - (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。) に該当することを明らかにする書類
 - (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、 地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋 番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、 種類及び数量並びにその用途
 - (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物

館(次号及び第5号において「博物館」という。)を設置した年月日を記載した 書類

- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

付則第23条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、付則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の三田市市税条例(以下「新条例」という。)付則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの 固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例付則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得され た地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(第4項及

び第5項において「平成24年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(次項において「新法」という。)附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例付則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 この条例による改正前の三田市市税条例(以下この項において「旧条例」という。)付則第12条第2項及び第4項並びに第13条の3第2項及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第10条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例付則第	前項	付則第12条第1項
12条第2項	平成21年度から平成23年	平成24年度分及び平成25年
	度までの各年度分	度分
	10分の8	10分の9
旧条例付則第	0.8 0.9	
12条第4項	平成21年度から平成23年 平成24年度分及び平成25年	
	度までの各年度分 度分	
	第1項	付則第12条第1項
旧条例付則第	前項	付則第13条の3第1項
13条の3第	平成21年度から平成23年 平成24年度分及び平成25年	
2項	度までの各年度分 度分	
	10分の8	10分の9
旧条例付則第	0.8	0. 9
13条の3第	平成21年度から平成23年 平成24年度分及び平成25年	
4項	度までの各年度分 度分	
	第1項	付則第13条の3第1項

⁵ 平成24年改正法附則第10条第1項及び前項の場合における新条例の規定

(固定資産税に関する部分に限る。)の適用については、次の表の左欄に掲げる新 条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

付則第14条	又は第13条	若しくは第13条の2又は三田市市税条例の一
	の 2	部を改正する条例(平成24年三田市条例第25
		号。以下「平成24年改正条例」という。) 付則
		第3条第4項の規定によりなおその効力を有す
		るものとして読み替えて適用される平成24年
		改正条例による改正前の三田市市税条例(以下
		「平成24年改正前の条例」という。)付則第1
		2条第2項若しくは第4項
	又は第13条	若しくは第13条又は平成24年改正条例付則
	の規定	第3条第4項の規定によりなおその効力を有す
		るものとして読み替えて適用される平成24年
		改正前の条例付則第12条第2項若しくは第4
		項の規定
付則第15条	から第5項ま	から第5項まで又は平成24年改正条例付則第
第1項	で	3条第4項の規定によりなおその効力を有する
		ものとして読み替えて適用される平成24年改
		正前の条例付則第12条第2項若しくは第4項